

富士市個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和 5 年 2 月 2 1 日）
（ 条 例 第 3 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。

（開示情報）

第 3 条 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富士市情報公開条例（平成 1 4 年富士市条例第 3 0 号）第 7 条第 2 号ウに掲げる情報（法第 7 8 条第 1 項第 2 号ハに該当する部分を除く。）とする。

（開示請求に係る手数料等）

第 4 条 法第 8 9 条第 2 項の規定に基づく開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第 8 7 条第 1 項本文の規定により文書若しくは図画の写しの交付又は別に定める方法により電磁的記録の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項に規定する写し等の作成及び送付につき負担すべき費用の額を減免することができる。

（開示決定等の期限）

第 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から 1 5 日以内にしなければならない。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（財産区を含む。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、富士市個人情報保護審査会条例（令和5年富士市条例第4号）第2条に規定する富士市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(施行状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の施行状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富士市個人情報保護条例の廃止)

- 2 富士市個人情報保護条例（平成17年富士市条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第4条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知

り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第59条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第16条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。